

災害時にも福祉サービスを②

前回から「災害対策基本法」や「災害救助法」等の災害関連法が改正される見込みで、本改正によって被災者に対する「福祉サービスの提供」が初めて災害関連法案に盛り込まれることとなります。これまで繰り返し各地で激甚災害が起こった時、当然に医療は災害対応としてなされてきましたが、介護等の福祉サービスは日常制度のままの運用だったということです。



平時には、物資・住宅・医療・保健・福祉のうち、供給の担い手が地方自治体となるのは、保健の分野と住宅の一部（公営住宅）のみです。それ以外は、すべて民間がサービス提供を行っています。

災害時はどうでしょう。改正前の現行法によると、災害救助法・被災者生活再建支援法・災害弔慰金法等により、福祉以外の上記のすべての分野の担い手が地方自治体となります。平時にはまったく関わっていない不慣れな自治体が、災害が起こった混乱状況下で急に担い手として稼働しなければならなくなります。さらに、危急時医療が必要なくなった後にまだ配慮が必要な被災者に対しては、現行の災害救助法に「福祉サービスの提供」の規定がないために、厳しい環境に置かれたままになってしまいます。

こうした状況を打開するための解決策は、まず災害関連法に被災者に対する「福祉サービスの提供」を位置づけること、その上で全体のサービス提供を地方自治体がマネジメントする際に医療・介護・福祉・住まい・就労支援等すべての生活再建に「災害ケースマネジメント」を取り入れることです。

今回、法改正により前者の「福祉サービスの提供」についてはひとつの解決がなされることとなり、大きな前進となります。後者の「災害ケースマネジメント」については、各自治体ごとに委ねられていますから、それぞれの自治体がどのように取り組んでいるか、ぜひお住いの自治体のホームページ等から確認してみてください。

単身高齢者が増え続けている状況下、いざというときに頼れる家族がいる人もいない人も、いつどこで起こるか分からない大規模災害がお住いの地域で起こったときのことを、平時からしっかりイメージしてデザインをしておくことが重要です。

その際に必要となるのが「情報」です。ひとり暮らしの被災者が災害後にどんな状況になっても自治体の提供する災害ケースマネジメントを効果的に受けることができるようになるためには、被災者本人に関する生活や健康、親族の状況、医療や介護の希望、収入や資産の状況、死亡後の情報等について、本人以外の誰かがアクセスして支援をする人に提供できるようにしておかなければなりません。終活のエンディングノートと同様です。

日常生活の中で、起こるか否か分からない非日常に備えることは、そう簡単なことではありません。地域の災害への備えと個人の病気・認知症・死亡への備えを、情報の登録といざという時の共有の仕組みとともに進めていくことが、今、求められています。

つづく